No	. 書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中小	項目名	質問の内容	回答
1	事業契約書(案)		3				1項			書類	第一次質問回答(事業契約書案) No.12にて「法令による電力使用の制限は法令変更に該当する」とのご回答を頂いておりますが、この場合事業契約書案別紙10の負担区分のうち1(本事業に影響を及ぼすもの)に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
2	事業契約書(案)		3		1	5条	1項	(41)		書類	本事業における放射性物質の取扱いに関すると考えております。 これは、放射性物質の問題が、国の基準や指針等に大きなものであると考えております。 これは、放射性物質の問題が、国の基準や指針等に基づいて、燃料化物質の有効利用や副産物の処理を計画しても、風評や世論の動向次第ではしまうた考慮です。特に本事業は20年もの長期にしまると考えであると考えます。 一次質問の回答で、放射性物質の問題が不可抗力ら回答がありましたが、て事業者のとおり当該リスクがは、個別の事象ごとに判断されるようと考えます。 一次質問の回答で、放射性物質の問題が不可抗力ら回答がありましたが、工事業者の想定する事業性はにも、か射性物質の問題で貴市が不可抗力と判断されない場合の基準を明示願います。	「放射性物質の問題」といっても具体的事案は様々で、全ての場合を網羅する一般的基準を示すことはできません。個別事案ごとに、不可抗力の定義に該当するがどうかを判断します。
3	事業契約書(案)		7		1	13条	2項			消化汚泥等の 性状		消化汚泥等の成分の標準的な範囲は、本施設稼働開始までに実績等をもとに協議により定めます。このため、提案した数値範囲が要求水準書に記載した実績の範囲と異なる場合には、標準的な範囲が提案した数値範囲を逸脱することがあります。

No	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中小	項目名	質問の内容	回答
4	事業契約書(案)		7				2項			消化汚泥等の 性状性状	協議により定める消化汚泥等の成分の標準的な範囲が、事業者提案の数値範囲を逸脱する場合、事業者提案範囲を逸脱した消化汚泥等を処理する費用は、横浜市殿の負担と理解してよろしいでしょうか。	選定事業者と市で協議して決定した消化汚泥等の成分が標準的な消化汚泥等の範囲です。したがって、市との協議によって決定した標準的な消化汚泥等の成分の範囲内にある消化汚泥等を処理した場合の費用は、選定事業者の負担です。
5	事業契約書(案)		7		1	13条	2項			消化汚泥等の 性状	協議により、消化汚泥の成分の標準的な範囲を定めるとありますが、市と事業者が合意の上、決定される(協議不調の場合でも貴市により一方的決定される事は無い。)という理解でよろしいでしょうか?	基本的には御理解のとおりです。
6	事業契約書(案)		7		1	13条	2項			性状		要求水準書に対する質問の回答のNo26を参照してください。

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中小	項目名	質問の内容	回答
	事業契約 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		7		1	13条	2項			消化汚泥等の性状		第1文及び第2文の質問については、要求水準書に対する質問の回答のNo27を参照してください。また、事業契約が解除された際の応募グループを構成する者の以後における一般競争入札での取扱いについては、契約解除となった場合の状況等によります。
	事業契約		7		1	13条	2項			性状	て、国等の基準、指針等に準じて本施設の稼働前ま	消化汚泥等の放射性物質の濃度に関する標準的な範囲については、要求水準書に対する質問の回答のNo26を参照してください。

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中/	小 項目名	質問の内容	回答
9	事業契約書(案)		8		1	15条	4項				* 第一次質問回答(事業契約書案) No. 28で「市側の事は 由に基づくものでない限り事業者が負担します」とのご回答がありましたが、事業者の請求が不可抗力 や法令変更が原因となっている場合は、事業契約書の不可抗力の規定や法令変更の規定に基づき費用負担が決定されるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
10	事業契約書(案)		10		2 2	23条	5			設計変更	ときは、事業者が負担するものとする」とあります	市の責めに帰すべき事由による設計変更については、第23条第1項による設計変更の手続により、同条第3項に従い市が追加費用を負担します。
11	事業契約書(案)		10		2 2	23条				設計変更	汚泥の性状変更及び放射性物質の対応により、設計変更を行う場合の追加費用については、貴市にて負担頂けるという理解でよろしいでしょうか?	第12条第2項の協議と並行して協議されるものと理解 しています。
12	事業契約書(案)		20		4	1	53条			近隣対策		要求水準書に対する質問の回答のNo44を参照してください。

No	. 書	類名	別	頁 3	第三	章 餌	j 与	<u>1</u> -	大中	小 項目名	質問の内容	回答
	書	<b>美契約</b> (案)		20			52			近隣対策	「本事業の実施自体に起因して周辺その他から苦情等が発生した場合は、市が対応する」との回答(一次質問回答No.136)がなされておりますが、本事業の実施とは、燃料化施設の設置から燃料の製造、輸送、そして有効利用までが含まれることから、燃料化物の輸送経路上や有効利用先住民の対応に関しても貴市が対応される範囲と理解しております。 その旨事業契約書上で明記されるようお願いします。	燃料化物の有効利用方法は提案によるものなので、 輸送経路や有効利用先住民の対応は選定事業者で実施してください。なお、市としても対応に協力いた します。
	書			20		4 1	53,	条 ————————————————————————————————————		近隣対策	た場合の増加費用及び遅延損害金は、第42条第1項の「事業者の責めに帰すことができない事由」として、市の負担になると理解してよろしいですか。	消化汚泥等に含まれる放射性物質に起因した場合には、その苦情等が発生した原因により個別に協議することになりますが、合理的な範囲においては市の負担となります。
15		美契約 (案)		23		4 65	条 25	頁		消化汚泥等の 性状	サービス購入料及び事業スキームの変更等を協議するとありますが、市と事業者が合意の上、決定される(協議不調の場合でも貴市により一方的決定される事は無い。)という理解でよろしいでしょうか?	御理解のとおりです。
16	事業書	美契約 (案)		23			65			性状	契約は継続される若しくは随契により新たな契約を 締結するという理解でよろしいでしょうか?	原則として、事業者との契約を継続することを想定 しています。
	書			23			65:			性状	汚泥性状の変更、事業スキーム変更に伴う、増加費 用については貴市にてご負担頂けるという理解でよ ろしいでしょうか?	合理的な範囲においては、市の負担となります。
18	書書	美契約 (案)		23		4 2	65:	条 2	項	消化汚泥等の 性状	また新たな設備投資が必要な場合については貴市負担部分については一括にてお支払頂けるという理解でよろしいでしょうか?	基本的には御理解のとおりです。ただし、設備工事 の発注方法等については協議となります。

No.		別	頁	第章	節	号	大	中小	項目名	質問の内容	回答
19	事業契約書(案)		23	4	2	66条				おりますが、国等の基準、指針等に対し、未だその値の適正や見直しが議論されている状況であり、広く国民のコンセンサスが得られているとは言えず、事業者は燃料化物の有効利用にあたって過大なリスクを負うことが懸念されます。 また事業者は、本事業契約書の締結をもって、放射性物質に係るリスクは自らの負担として負担するこ	入札説明書に対する質問の回答のNo26を参照してください。
										とになり、今後放射性物質に関する世論や社会の動向等によっては、事業の健全な運営に支障をきたす事態も懸念されます。	
										したがって、本事業における燃料化物の有効利用の うち、放射性物質に係るリスクは、原因者に対する 損害賠償の請求権を有すると思われる貴市が負担さ れるべきと考えます。その旨、事業契約書にて明記 願います。	
										一方、放射性物質に係るリスクは、事業者にとって 事業上の最大のリスク要因であることから、事業契 約書の条文で、当該リスクの扱い等を明記されるよ うお願いします。	
20	事業契約書(案)		24	4	2	66条	6項			第一次質問回答No. 143の「取り扱い等に関わらない放射性物質が含まれた燃料化物が輸送中に交通事故等で漏洩した場合のリスクは横浜市殿でよろしいでしょうか。」の回答に放射性物質の有無に限らずとありますが、国等の基準、指針を超えるものであっても、リスクは輸送および有効利用の事業者にあるのですか。	基本的には事業者のリスクとなります。ただし、社会情勢等を鑑み、市でもその対応については協力いたします。
21	事業契約 書(案)		24	4	2	66条	3項		有効利用		事業者側に債務不履行等の事情がない限りでは、御 理解のとおりです。

No.	書類名	別	頁	第章	章 節	号	大	中月	項目名	質問の内容	回答
22	事業契約書(案)		24	4	1 2	66条	6項	Ī	有効利用	E 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	基本的には稼働前までに定めた標準的な範囲をもとに、責任分担を行います。
23	事業契約書(案)		24		1 2	66条	6項		有効利用	要求水準書案質問回答No179によりますと、放射性物質に関する対応として協議する旨の回答を頂いておりますので、契約書条文についても、放射性物質に関する事象については但書きとして協議する旨を追記頂けませんでしょうか?原案では、事業者が全て負担する内容となっており、過度な負担となっております。	第120条により協議可能であり、放射性物質のみ特記することはありません。
24	事業契約書(案)		25			69条	2項		副産物	されることはないという理解でよろしいでしょう か?	事業者側に債務不履行等の事情がない限りでは、御理解のとおりです。
25	事業契約書(案)		25		72第				サービス購入 料の支払	履行が貴市の帰責により遅延した場合には、前回質	市の金銭債務の履行遅延については、前回質問回答 91番の回答にある支払遅延防止法による利率の遅延 損害金が支払われます。
26	事業契約書(案)		26	!	72条	,,,,,			サービス購入 料の改定	第1回質問及び回答(入札説明書)の83にて、交付金の「減額分は事業者にて負担」との記載がありますが、入札時点では未確定なるも、「具体的な金額は事業者選定後に国に申請し、事業契約前に確定する。」ことから、同(事業契約書案)の88のご回答にある通り、事業契約締結後は確定値(その後の減額はない)であり、サービス購入料A1の減額は生じないとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書に対する質問の回答のNo37を参照してください。

No.	書類名	別	頁	第章	節	号	大	中小	項目名	質問の内容	回答
27	事業契約書(案)		26	5	72条				料の改定	21	事業契約の締結後に国の決定による交付金が変動した場合には、物価変動等による改定に基づく交付金の変動を除き、市の責めに帰すべき事由となります。
28	事業契約書(案)		26	5	73条				料の改定	交付金の増減については貴市の資金調達にかかる問題ですので、サービス購入料A1については交付金の減少があった場合においても、提案金額をお支払頂けるよう変更して頂けませんでしょうか?リスク分担表においても民間が負うリスクは民間の資金調達にかかることに限定されております。	事業契約書案のとおりとします。
29	事業契約書(案)		26	5	76条				料の返還		前回質問回答91番の内容に従い、事業契約の締結に おける協議の中で修正することとします。
30	事業契約書(案)		39	9	117条	3項			義務の処分		市の権利が制限される場合や、事業目的、事業契約、提案内容等に沿わない内容については、意見を述べることがあります。